

◎新潟県告示第1550号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
荒川漁業協同組合
村上市荒島144番地24
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 変更の内容

変更後		変更前	
(遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内ではならなければならない。		(遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内ではならなければならない。	
魚 種	漁 業 期 間	魚 種	漁 業 期 間
あ ゆ	(略)	あ ゆ	(略)
い わ な	(略)	い わ な	(略)
や ま め	(略)	や ま め	(略)
こ い	(略)	こ い	(略)
ふ な	(略)	ふ な	(略)
う ぐ い	(略)	う ぐ い	(略)
う な ぎ	(略)	う な ぎ	(略)
もくずがに	(略)	もくずがに	(略)
さくらます	(略)	さくらます	(略)
さくらます 遊漁区域	<u>上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の高速道路橋上流端までの区間。</u> (略)	さくらます 遊漁区域	<u>上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の荒川橋上流端までの区間。</u> (略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成28年1月1日